

第3次中期事業計画 (平成24年度～平成26年度)

栃木県信用保証協会は、信用保証による中小企業金融の円滑化を通じて、多様で活力のある中小企業の成長と繁栄をサポートし、ひいては地域経済の発展に貢献するため、平成24年度から平成26年度までの3ヶ年における基本方針を「金融と経営支援の一体的推進とさらなる信用保証機能の強化に向けて」と定め、以下の主要項目に積極的に取り組んでいきます。

1. 適正保証の推進

中小企業の資金繰りの円滑化を一層推進するため、中小企業の経営実態に応じた適正保証に努めるとともに、金融機関との適切な責任分担に基づく責任共有保証の利用定着化を進めます。また、自治体の中小企業金融施策による県制度融資及び市町村制度融資を積極的に推進するとともに、多様化する中小企業の資金ニーズに応じた各種保証制度の積極的かつ適切な推進に取り組みます。

(1) 経営実態に応じた適切な保証

セーフティネット保証や震災関連保証が収束に向かう中、セーフティネット保証5号・6号や震災関連保証を利用した企業への長期的かつ安定的な資金繰りを支援するとともに、借換保証や条件変更等による資金繰り改善にも対応します。また、保証利用企業に対する現地調査を積極的に実施し、経営実態の確かな把握による適時適切な保証支援に取り組みます。

(2) 責任共有保証の取り組み強化

責任共有保証の利用を推進して、制度の浸透及び定着化を図り、中小企業への長期的かつ安定した資金繰りを支援します。

(3) 地方公共団体制度の保証推進

県制度融資及び市町村制度融資の積極的な推進により、幅広い中小企業への資金繰りを支援し、地域金融の促進に努めます。

(4) セーフティネット保証や小口零細企業保証等の適正利用

セーフティネット保証や震災関連保証等の政策保証については、制度の趣旨を踏まえ、適正かつ適切な保証を推進します。また、小規模企業については、小口零細企業保証等を活用した効果的な保証を推進します。

(5) 中小企業のニーズに応じた制度の活用

流動資産担保融資保証制度や中小企業特定社債保証制度等の各種保証制度

を推進し、多様化する中小企業の資金ニーズにこたえ、顧客サービスの向上に努めます。

(6) 関係機関との連携強化

金融機関、県、市町村、商工団体等の関係機関と一層の連携・協調を図り、中小企業への経営支援を強化するとともに、ビジネスマッチング等の事業支援に取り組めます。また、中小企業にとって利用度の高い県・市町の制度融資や提携保証制度については、関係機関と連携し、充実した制度に向けて見直しを検討します。

2. 期中支援の強化

保証利用企業について、期中における経営実態を的確に把握し、適時適切な期中支援を行います。また、厳しい経営環境下において経営改善に取り組む企業に対しては、その実情に応じた資金繰り改善を支援するとともに、金融機関や関係機関と連携した効果的な経営支援と再生支援をサポートします。さらに、延滞・事故先に対しては早期対応に着手し、継続した期中管理を通して、代位弁済の抑制に努めます。

(1) 企業状態に応じた経営支援

保証利用企業については、現地調査やセーフティネット保証 5 号モニタリング等を通して、期中における経営実態の的確な把握に努めます。また、中小企業の実情に応じた創業支援、経営支援、再生支援を実施するとともに、返済緩和先や事故先等については、経営実態や資金繰り状況の把握を通し、正常化に向けた取組みを支援します。

(2) 大口保証先の管理強化

大口保証先については、期中において決算書を徴求し業況を把握するとともに、必要に応じ現地調査や経営者との面談、金融機関からのヒアリング等を実施し、期中管理を強化します。

(3) 重点管理先の経営支援

重点管理先については、個々の経営実態に応じた資金繰り改善を支援するとともに、金融機関、栃木県中小企業再生支援協議会、専門家等と連携し、経営改善に向けた取組みを支援します。また、定期的なモニタリングを実施して、経営改善計画の進捗管理を行い、事業の維持・存続を支援します。

(4) 経営相談体制の充実

国の中小企業支援ネットワーク強化事業の活用、金融機関、県、市町村、商工団体等との連携を通して、中小企業の課題解決に向けた経営相談体制の充実を図ります。

(5) 適切な延滞・事故管理

延滞・事故先については、金融機関との連携を強化し、初期段階での調整を図り、正常化に向けた取り組みを支援し、中小企業の事業継続に繋がります。

3. 運営基盤の強化

協会収支及び保険収支の健全化に向けて、さらなる回収の最大化、回収業務の効率化等に努めます。また、中小企業金融における信用保証協会の役割、重要性が益々高まる中であって、公的な保証機関としての責任を認識し、コンプライアンス態勢の一層の強化と規律ある業務運営に努め、持続的な運営基盤の確立を図ります。

(1) 回収の促進

求償権の回収環境が厳しくなる中、サービサーとの連携により、債務者の現況や実態に即した回収を促進するとともに、管理事務停止や求償権整理にも積極的に取り組みます。

(2) コンプライアンス態勢の強化

各種法令の遵守や内部規程に沿った適正な業務を行うとともに、コンプライアンスプログラムの着実な実施とフォローアップの徹底により、コンプライアンス態勢の一層の強化を図ります。

(3) 運営規律の強化

公的機関としての使命と責任を再認識し、規律ある業務運営に努めるとともに、経営方針や業務実績等について適切な情報開示を行うなど、経営の透明性向上に努めます。

(4) 経営基盤の充実

業務の効率化や経費の削減に継続的に取り組むとともに、安全かつ効率的な資金運用を行い、安定した経営基盤の確保に努めます。

(5) 危機管理の強化

地震等の災害やシステム障害等不測の事態に備えるため、事業継続計画（BCP）の運用管理を強化するとともに、システムの安全対策及び適切な運用に取り組み、危機管理態勢の充実を図ります。

(6) 人材育成

社会環境が変化する中で、協会業務に対して適正に対応できる人材を育成するため、全国信用保証協会連合会主催の各種研修等への参加や中小企業診断士を始めとした業務関連資格取得の奨励等を推進します。

(7) 広報活動の充実

充実した広報・広告活動を展開し、保証協会の認知度と保証利用浸透度を高めます。